

【基本料金】 介護給付 (改定後)

サービス 種別	要介護度	利用時間	保険給付サービス基本料金		
			1割負担	2割負担	3割負担
介護給付	要介護1	2時間	252円/日	504円/日	756円/日
	要介護2	以上	288円/日	576円/日	864円/日
	要介護3	～	326円/日	652円/日	978円/日
	要介護4	3時間	363円/日	726円/日	1,089円/日
	要介護5	未満	400円/日	800円/日	1,200円/日
	要介護1	3時間	343円/日	686円/日	1,029円/日
	要介護2	以上	393円/日	798円/日	1,179円/日
	要介護3	～	444円/日	888円/日	1,332円/日
	要介護4	4時間	493円/日	986円/日	1,479円/日
	要介護5	未満	546円/日	1,092円/日	1,638円/日
	要介護1	4時間	360円/日	720円/日	1,080円/日
	要介護2	以上	412円/日	824円/日	1,236円/日
	要介護3	～	466円/日	932円/日	1,398円/日
	要介護4	5時間	518円/日	1,036円/日	1,554円/日
	要介護5	未満	572円/日	1,144円/日	1,722円/日
	要介護1	5時間	522円/日	1,044円/日	1,566円/日
	要介護2	以上	617円/日	1,234円/日	1,851円/日
	要介護3	～	712円/日	1,424円/日	2,136円/日
	要介護4	6時間	808円/日	1,616円/日	2,424円/日
	要介護5	未満	903円/日	1,806円/日	2,709円/日
	要介護1	6時間	540円/日	1,080円/日	1,620円/日
	要介護2	以上	638円/日	1,276円/日	1,914円/日
	要介護3	～	736円/日	1,472円/日	2,208円/日
	要介護4	7時間	835円/日	1,670円/日	2,505円/日
	要介護5	未満	934円/日	1,868円/日	2,802円/日
	要介護1	7時間	604円/日	1,208円/日	1,812円/日
	要介護2	以上	713円/日	1,426円/日	2,139円/日
	要介護3	～	826円/日	1,652円/日	2,478円/日
	要介護4	8時間	941円/日	1,882円/日	2,823円/日
	要介護5	未満	1,054円/日	2,108円/日	3,162円/日

【基本料金】 第一号通所事業 (改定後)

サービス 種別		要介護度	保険給付サービス基本料金		
			1割負担	2割負担	3割負担
第一号 通所事業 (総合事業)	要支援1 /事業対象者	4回まで	418円/日	836円/日	1,254円/日
		5回以上	1,672円/月	3,344円/月	5,016円/月
	要支援2 /事業対象者	8回まで	426円/日	852円/日	1,278円/日
		9回以上	3,428円/月	6,856円/月	10,284円/月

【各種加算】 (改定後)

介護給付		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1~5	入浴加算I	40円/回	80円/回	120円/回
	個別機能訓練加算Iロ	85円/回	170円/回	255円/回
	個別機能訓練加算(II) *6月以降開始	20円/月	40円/月	60円/月
	科学的介護推進体制加算 *6月以降開始	40円/月	80円/月	120円/月

第一号通所事業(総合事業)	1割負担	2割負担	3割負担
運動器機能向上加算	225円/月	450円/月	675円/月
科学的介護推進体制加算 *6月以降開始	40円/月	80円/月	120円/月

上記の金額に

○介護職員処遇改善加算(I)×5.9%

○特定処遇改善加算(II)×1.0%

<新しい加算>

- ・個別機能訓練加算（Ⅱ）※：個別にリハビリを受けている方の個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、そこに集められた様々な情報をリハビリの実施に活用します。
- ・科学的介護推進体制加算 ※：ご利用者の身体状況やデイサービスでの介護、リハビリの内容などを厚生労働省に提出し、集められた情報を活用することでより良いケアに役立てます。

※個別機能訓練加算（Ⅱ）、科学的介護推進体制加算は6月以降の請求を予定しております。

**【コロナウイルス対策、感染症・災害発生時のサービス継続に関わる加算】**

- ・新型コロナ感染症に対応するための特例評価

2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%が上乘せされます。

※コロナウイルス対策評価としての2区分上位請求は3月で終了となります。

- ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

厚生労働省 令和3年1月22日付『「新型コロナウイルス感染症に関わる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」等の令和3年度における取扱いについて』により、月の利用者数が前年の平均延べ利用者数から5%以上減少した場合、その翌々月より3カ月間（最長6カ月）基本報酬に3%上乘せ加算を請求させていただきます。